

お客様各位

平成26年3月1日

日増しに春めいてまいりましたが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の4点をまとめました。

1. 4月からの消費税引き上げ対応について
2. 平成26年度税制改正の動向
3. 保険料見直しについて
4. 今月の税務（確定申告所感）

1. 4月からの消費税引き上げ対応について

4月から消費税が引き上げられますが、前回の家賃の追加解説です。

家主側では家賃を受領した際に収益計上している場合でも、消費税の適用税率は貸付期間に対応させることとなります。そのため、一旦3月度では5%で課税売上を認識し、4月に入って売上対価の返還処理をした上で、改めて8%で計算することをお勧めします。

なお、4月以降の決済で経過措置を適用することで旧税率によっている場合は、当事者間で書面でその旨を通知して下さい。

2. 平成26年度税制改正の動向

26年度税制改正について、所得拡大促進税制の適用要件緩和が示されています。

給与の増加割合が従来は5%以上であったものが、4月1日以降の終了事業年度からは2%に下がり、仮に26年3月期では5%未満でも2%以上であれば、次事業年度で新要件での控除額を上乗せできます。あくまで、次事業年度で新要件を満たすことが要件ですが。

それと、印紙税については昨年の改正で代金決済に適用される「金銭又は有価証券の受取書」に係る免税点が従来3万円未満であったものが、4月1日から作成される領収書については5万円未満に引き上げられます。

3. 保険料見直しについて

少し気が早いですが、4月からの各種保険料の見直しをまとめました。

協会けんぽ兵庫支部の健康保険料率については、10.00%で据え置きですが、介護保険料率については、3月分（4月納付分）より現行の1.55%から1.72%へ引き上げられます。

雇用保険率は据置かれ、25年度と同様、一般の事業で1.35%、農林水産清酒製造の事業で1.55%、建設の事業で1.65%となります。

4. 今月の税務（確定申告所感）

確定申告の真最中ですが、今年は株式の譲渡益申告が増えています。

ここでご注意いただきたいのは、専業主婦が25年の株式譲渡益を確定申告して24年までの損失と相殺することで、譲渡益や配当に係る所得税の還付を受けるケースです。

確かに、ご自身の源泉所得税は還付されますが、これにより所得が総合課税の対象になり、場合によ

ってご主人の配偶者控除から外れたり、会社から支給される配偶者手当の対象外になって、ご主人の手取りが減少することがあり得るのです。

夫婦げんかの種にならないよう、税理士に相談することをお勧めします。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通4-1-8 ITCビル 408号室

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 078-862-1229 FAX 078-862-1282

E-Mail sakatacpa@lto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>